

隠岐の島町立
隠岐の島町屋内温水プール

指定管理者募集要項

令和7年9月

隠岐の島町教育委員会

隠岐の島町立隠岐の島町屋内温水プール指定管理者募集要項

公の施設である隠岐の島町立隠岐の島町屋内温水プール（以下「プール」という。）の管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

1 施設の概要

- (1) 施設名称 隠岐の島町立隠岐の島町屋内温水プール
- (2) 所在地 隠岐の島町栄町 1428 番地
- (3) 設置時期 平成7年
- (4) 施設内容 構 造： S（鉄骨）2階建て
延床面積： 1,384.12㎡
建築面積： 1,159.37㎡
敷地面積： 3,472.59㎡

隠岐の島町屋内温水プール主要施設の概要

名称	概要
1 階	面積 1,135.07 ㎡ ■公認プール（25m×5 コース） 水深 1.25m～1.45m ■幼児プール ■ジャグジー ■サウナ ■多目的ルーム ■事務室・機械室・トイレ・更衣室
2 階	面積 249.05 ㎡ ■フィットネスルーム
外回り	面積 2,313.32㎡ ■駐車場等

2 管理の基準

- (1) 共用時間 月曜日及び水曜日から土曜日 10：00～21：30
日曜日 9：00～19：00
- (2) 共 用 日 休館日：毎週火曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）
ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て供用日を変更することができます。

(3) 施設利用の許可及び制限に関する事項

- ① 隠岐の島町屋内温水プール設置及び管理条例（平成 16 年隠岐の島町条例第 9 1 号）第 7 条各号に定める場合は利用を許可しないことができます。
- ② 隠岐の島町屋内温水プール設置及び管理条例（平成 16 年隠岐の島町条例第 9 1 号）第 8 条各号に定める場合は利用を停止し、又は許可を取り消すことができます。また、第 6 条第 2 項の規定により許可に付した条件を変更することができます。

(4) 隠岐の島町情報公開条例の適用について

指定管理者は、隠岐の島町情報公開条例（平成 16 年隠岐の島町条例第 9 号）第 18 条の 2 の規定に基づき、情報公開の努力義務を負います。また、指定管理者に指定された後で教育委員会と締結する協定書において、教育委員会から管理業務に関する文書等の提出の求めがあった場合には、これに応じなければならない義務を負います。

(5) 個人情報の保護について

指定管理者は、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、個人情報の適正管理に関して個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき徹底した個人情報の保護に努める義務を負います。また、別紙 1 に定める事項を遵守してください。

(6) 利用料金

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく「利用料金制」を採用します。

利用料金制度とは、自らが企画・実施する各事業の収入等を直接自らの収入とすることができる制度です。したがって、その管理運営に係る収支について、一定の責任を負うこととなりますので、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

3 業務の範囲

(1) 隠岐の島町屋内温水プール設置及び管理条例第 4 条第 2 項に規定する以下の業務

- ① プールの利用の許可に関する業務
- ② プールの利用料金の徴収に関する業務
- ③ プールの維持管理に関する業務
- ④ プールを利用した健康の増進に関する業務
- ⑤ プールの運営に関し教育委員会が必要と認める業務

(2) 利用者サービスに関する業務（自主事業）

施設の設置目的の範囲内で、基本方針に即した魅力ある事業を独自に展開することを行います。

事業計画書にて提案をしていただき、町長の承認を得て実施することができます。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、法第244条の2第11項の規定に基づき、当該公の施設の管理の適正を期するために教育委員会が行う必要な指示に指定管理者が従わない場合又は、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

5 指定管理業務に関する経費等

プールの管理に必要な経費として、事業計画書において提示のあった金額を参考に、年度ごとに予算の範囲で支払います。指定管理料は下記の支出見込み額を上限として、提出された収支予算書の提案額を基に双方協議することとなり、提案額がそのまま委託料となるわけではありません。

なお、隠岐の島町が指定管理者に支払う管理経費については、消費税及び地方消費税が含まれます。管理経費は指定期間分を年度ごとに示すようにしてください。

また、年間指定管理料は分割払いとし、支払期間や分割方法については協定書で定めま

す。

支出見込み額 19,100,000 円（消費税及び地方消費税を含みます。）

6 申請の資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない。）
- (2) 隠岐の島町内に事業所を置く、又は置こうとする者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない者であること。
- (5) 隠岐の島町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名保留又は指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 隠岐の島町税等について滞納が無い者であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成13年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

7 申請の手続き

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に町長に提出してください。

- (1) 施設の管理運営に関する事業計画書(様式第2号)

- (2) 施設の管理運営に関する収支予算書(様式第3号)
- (3) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては会則等)、役員名簿
- (4) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録(法人以外の団体にあつては収支決算書等)
- (5) 隠岐の島町税等について、滞納がない旨の証明書
- (6) 提出部数 正本1部 副本(写し)7部
- (7) 提出場所 隠岐の島町教育委員会 社会教育課
- (8) 提出方法 持参又は郵送
- (9) 提出期限 令和7年10月3日(金)午後5時までとします。
郵送の場合は書留とし、令和7年10月3日(金)午後5時必着とします。
- (10) 申請にあたっての留意事項
 - ① 提出された書類は、返却いたしません。
 - ② 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
 - ③ 申請に係る経費は、全て申請者の負担といたします。

8 仕様書の配布

- (1) 配布期間
令和7年9月4日(木)～令和7年10月3日(金)までの毎日、午前9時から午後5時までとします。(ただし、土・日曜日・祝日)は除きます。
- (2) 配布場所
隠岐の島町教育委員会社会教育課

9 現地説明会

- (1) 開催日 令和7年9月19日(金)午後3時30分
- (2) 開催場所 隠岐の島町立隠岐の島町屋内温水プール
- (3) 内容 募集要項等の説明及び施設見学
- (4) 参加申込方法
現地説明会参加申込(別紙1)に必要事項を記入し、隠岐の島教育委員会社会教育課まで、令和7年9月12日(金)午後5時までに、申し込んでください。(1団体の出席者は3名までとします。)

10 指定管理者の候補者の選定基準

- (1) 審査の方法
指定管理者の候補者の選定にあたっては、隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条、及び同施行規則第6条の規定に基づき、「隠岐の

島町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において、下記の点を基準として総合的に判断します。

- ① 当該施設の運営において住民の平等な利用が確保されるものであること。
- ② 事業計画が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、町長が当該施設の性質等に応じて別に定める基準。

(2) 審査の内容

① 応募の書類の確認

各団体からの提出書類については、隠岐の島町教育委員会社会教育課で確認します。

② 審査方法

提出された書類を基に、選定委員会において評価の協議を行います。

③ 面接審査

令和7年11月上旬に選定委員会による面接審査を行います。日時の詳細は、募集締め切り後にご連絡いたします。

④ 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、応募団体に郵送で通知します。選定後、審査内容の概要を公表します。

11 質問事項の受付

募集要項及び仕様書の内容に関する質問を次のとおり受付けます。

- (1) 受付期間 令和7年9月12日(金)から令和7年9月19日(金)まで
- (2) 受付方法 質問票(別紙2)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。
- (3) 回答方法 1週間以内にFAX又は電子メールで送付します。
(質問内容によっては1週間以上かかる場合があります。)

12 問合せ先

隠岐の島町教育委員会 社会教育課 社会教育係

担当：砂川 Tel08512-2-2126 fax08512-2-0619

e-mail kyouiku-syakyou@town.okinoshima.shimane.jp